

災害時の対策について

台風

- ① 午前7時30分に、京都地域に暴風警報、特別警報が発令されている場合、休園とします。
- ② 午前7時30分以前に発令中の警報が解除になった場合、速やかに職員の体制を整え、解除後一時間を経過した時点から園児を受け入れます。
但し、保育施設が甚大な被害を被った場合はこの限りではありません。
- ③ 解除された場合、給食の準備が間に合いません。
ご家庭で昼食を準備して登園して下さい。
- ④ 解除が正午、あるいはそれ以降の場合、原則として休園とします。
- ⑤ 登園後に警報が発令された場合、速やかにお迎えをお願いします。
- ⑥ 園舎の横を流れる紙屋川(天神川)が、集中豪雨などで氾濫の恐れのある場合も休園、または⑤に準じた措置を取ります。

いずれの場合であっても激しい風雨等で登園中に子どもに危害が及ぶ恐れのある時は、登園を控えるようお勧めします。

地震・火災

- ① 人命の安全を最優先とした避難・対策を、状況により講じます。
- ② 園を離れての避難が必要な事態が生じた場合の避難先は以下の場所です。
第一次…鹿垣公園(末ページの地図参照)
第二次…朱二小学校または北野中学校(末ページの地図参照)
なお、行政の指定するこの地域の広域避難場所は
島津製作所三条工場北グラウンド、または二条城となっています。
- ③ 夜間および休日の火災警備は警備会社に委託しています。